

議長の在任期間に関する検討結果報告（たたき台）

令和3年〇月〇日 三重県議会議会改革推進会議

令和3年5月21日に開催された代表者会議で、議長の在任期間について、議会改革推進会議で検討することが決定された。

これを受け、議会改革推進会議役員会を〇回開催して調査・検討を行い、このたび、「検討結果報告」として取りまとめたものである。

1 議長の在任期間を検討するに至った経緯等

議長の在任期間については、近年、「2年」という申し合わせ事項と実際の運用に齟齬が生じている。

このため、改めて、過去の在任期間検討の経緯等を確認するとともに、各会派の意見を集約し、検討することとなった。

2 議長の在任期間に係る現状

（1）現行制度

議長の任期は、地方自治法第103条第2項において、「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」とされており、議員任期である4年となっている。

（2）三重県議会における議長の在任期間の状況

昭和22年に地方自治法が制定され、「三重県議会」と改められた最初の正副議長選挙の際には、「広く皆が役員を持てるように役員は1年交代とする」旨の申し合わせが行われた。

平成20年6月、議会改革推進会議内に議長等任期に関するプロジェクトチームを設置し、調査・検討が行われた。その結果、「議長については、議会を代表する重要な役職であり、二元代表制の下、今後の議会の在り方として、執行機関との間で議会の機能を発揮していくために、在任期間を現行の1年から2年に改める。」旨の申し合わせが行われた。

（3）都道府県議会における議長の在任期間の状況

平成20年の議長等任期に関するプロジェクトチームによる検討結果報告書によると、各議会における議長の在任期間の状況は、「4年」としているのは、都道府県ではわずか2%であり、他方、短期の「1年」としているのは半数以上の53%、「2年」としているのは34%となっている。

この傾向は近年でも同様であり、「第14回都道府県議会提要（令和3年1月）」によると、各都道府県議会における議長の在任期間を「4年」としているのは沖縄県の1県のみであり、半数以上の26県（55%）が「1年」としている。また、「2年」としているのは13道県（28%）で、「2年」と「1年」が混在しているのは7都府県となっている。

3 議長の在任期間の係る検討

— 各会派からの主な意見 —

<在任期間についての意見>

- ・現在の申し合わせ通り、議長2年、副議長1年とする。但し、議長は立候補の際、「1年」又は「2年」を、その理由を含め明らかにすること。
- ・現状のとおりで、柔軟に対応していく。申し合わせ事項の「議長の在任期間」は、「2年」を「2年以内」に変更する。
- ・現在の議長任期2年、副議長任期1年には賛成。議長任期を2年にした過去の検討経緯を改めて確認する必要がある。
- ・議会改革の流れで任期を2年と決めたと聞いている。立候補に際しては当初から1年ということではいけない。

<課題等についての意見>

- ・議長、副議長の任期は、地方自治法第103条第2項（議長及び副議長の任期は、議員の任期による）で、任期は4年と規定されている。
- ・「開かれた議会運営の実現」を考えると、1年目の所信表明で公約や目標を表明したうえで議長の選出を行い、2年目の改選時に改めて議長候補者として決意などを表明する。
- ・議長任期を2年とすると、2年間質問等ができない。
- ・議会改革の原点に立ち返り、規定を変えるのではなく名誉職化している議員の意識こそを変えることが必要。

4 検討結果

議長の在任期間については、平成 20 年の議会改革推進会議での議論を経て、2 年とする申し合せが行われた。議長の任期を長くしたことは、二元代表制の下、車の両輪として円滑に県政を進めていくうえでも、意義深いものである。

一方、当該申し合せを行ってから 13 年が経過し、近年では在任期間を 1 年とする議長が続いており、申し合わせと実際の運用に齟齬が生じている。

については、議長の在任期間は、平成 20 年の議会改革推進会議での議論を踏まえつつ、立候補の際、在任予定期間を明らかにしたうえで 2 年以内とすることを申し合わせることを適当であるとする。

【申し合せ事項改正（案）】

（現行）

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を 2 年、副議長を 1 年とし、平成 21 年 5 月の議長、副議長の改選から適用する。

（改正案）

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を 2 年以内、副議長を 1 年とし、令和 4 年 5 月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 議長に立候補する者は、在任予定期間を、その理由も含め明らかにするものとする。ただし、立候補の際に 1 年を在任予定期間として明らかにした場合にあっては、その在任予定期間を超えた後の再度の立候補を妨げない。

5 参考（検討の経緯）

<議長の在任期間等に関する申し合せ事項の検討経過>

- 令和3年 5月21日 **代表者会議**
- ・議長の在任期間について議会改革推進会議で検討することを決定
- 6月 9日 **議会改革推進会議役員会**
- ・議長の在任期間等に関する申し合せ事項の検討について、議会改革推進会議役員会において検討を行うことを決定
- 6月28日 **議会改革推進会議役員会**
- ・事務局が、正副議長の任期に関する現行制度及び在任期間に関する過去の検討結果等について説明を行った。各会派持ち帰って意見を集約することとした。
- 9月22日 **議会改革推進会議役員会**
- ・各会派の会派意見を説明いただいた。再度、それらの意見を持ち帰って全議員に共有し、改めて会派の意見を取りまとめたうえで、検討を行うこととなった。
- 10月20日 **議会改革推進会議役員会**
- ・各会派で協議いただいた意見を報告いただき、協議した結果、各会派からの意見を参考に会長案を提示することとなった。
- 11月10日 **議会改革推進会議役員会**
- ・会長案を提示し、持ち帰って検討を行うこととなった。
- 12月 8日 **議会改革推進会議役員会**
- 月 ○日 **議会改革推進会議総会**
- 月 ○日 **代表者会議**